

「開示検査事例集」(令和元年10月公表)について

証券取引等監視委員会事務局開示検査課
課長補佐 樫山 順一

証券取引等監視委員会(以下、「監視委」といいます。)は、令和元年10月23日に「開示検査事例集」を公表しました(<https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/kaiji/20191023-2.htm>)。

「開示検査事例集」は、適正な情報開示に向けた市場関係者の自主的な取組みを促す観点から、監視委による開示検査の最近の取組みや開示検査によって判明した開示規制違反の内容、その背景・原因及び是正策等の概要を取りまとめ、毎年公表しているものです。

今般公表した「開示検査事例集」(以下、単に「開示検査事例集」といいます。)では、昨年(平成30年)7月から本年(令和元年)6月までの間に終了した開示検査の事例を「最新の検査事例」^①として追加しています。これらの事例には、課徴金納付命令勧告を行った事例だけでなく、勧告は行わないものの開示規制違反の背景・原因を追究した上でその再発防止策を会社と共有した事例、会社に対して訂正報告書等の自発的な提出を促した事例等、さまざまな事例を含めています。また、「監視委コラム」を増設し、これらの事例を通じてクローズアップされた不正会計の実態や気付きの点等を分かりやすく解説する

とともに、昨年と同様、監視委から市場関係者の皆様へのメッセージも掲載しております。

本稿では、「最新の検査事例」のうち主なものの概要のほか、最近の開示検査の概要や課徴金納付命令勧告の状況についてご紹介いたします。

1. 開示検査について

有価証券報告書等の虚偽記載などの開示規制違反は、投資家に不測の損害をもたらすとともに、我が国証券市場の信頼を大きく失墜させることにつながりかねません。監視委では、こうした開示規制違反の早期発見・早期是正とともに、再発防止・未然防止につなげるため、金融商品取引法に基づき、有価証券報告書をはじめとする各種開示書類の提出義務者等に対して、開示検査を実施しています。

監視委では、開示規制違反を早期発見するため、絶えず、上場会社等について開示規制違反のリスクに着目した情報収集・分析を行っています。例えば、市場インパクト(仮に、その上場会社に問題が発覚した場合の市場への影響)や不正発生リスクなどに着目し、上場会社等について

① 「最新の検査事例」は、昨年版と同様、「開示検査事例集」の冒頭にまとめて掲載しています。また、事例ごとに「事案のポイント」を設け、事例の特色、概要、背景・原因等を簡潔にまとめ、事例の大きさが掴めるようにしています。

の継続的な情報収集・分析のほか、各業界の商流・商慣行等、ビジネスの実態に即した深度ある情報の調査・分析を行っています。

そして、これら情報収集・分析を通して、開示内容等を確認する必要がある場合や開示規制違反が疑われる場合には、その上場会社等に対してヒアリングや開示検査を実施しています。

開示検査の結果、開示書類に係る重要な事項についての虚偽記載等の開示規制違反が判明した際には、当該開示書類の提出会社等に対する課徴金納付命令の勧告を内閣総理大臣及び金融庁長官に行い^②、また、課徴金納付命令の勧告の有無にかかわらず、必要に応じて当該開示書類の提出会社等に自主的な訂正報告書等の提出を促しています。さらに、開示規制違反の再発防止・未然防止の観点から、開示規制違反が認められた上場会社等については、内部統制を含むガバナンスの機能状況を含め、開示規制違反の背景・原因等についてその上場会社等の経営陣との対話を行い、問題意識を共有することで、適正な情報開示のための体制構築・整備を促しています。

2. 最近の課徴金納付命令勧告事案の概要について

(1) 総論

「開示検査事例集」の冒頭「最新の検査事例」の中では、平成30事務年度(平成30年7月～令和元年6月)に終了した事例を掲載しています。監視委は、当該期間において行った開示検査のうち、開示書類の重要な事項について虚偽記載等が認められた10件について課徴金納付命令勧告を行いました。

開示規制違反が認められた上場会社について

は、開示規制違反の再発を防止する観点から、課徴金納付命令勧告の有無にかかわらず、当該上場会社の経営陣と開示規制違反の背景・原因について議論し、問題意識を共有し、適正な情報開示のための体制構築・整備を促しました。なお、適正な情報開示のための体制構築・整備に積極性が見られない場合には、必要に応じて、金融商品取引所や会計監査を行っている監査法人又は公認会計士等と情報を共有しています。

(2) 開示規制違反(課徴金納付命令勧告事案)の傾向

平成30事務年度に課徴金納付命令勧告を行った10件の事案のうち、9件の事案において売上の過大計上が認められました。そのうち3件の事案については、上場会社が、その実態を適切に確認・検証を行わないまま、実在しない架空取引の商流に参加し、当該架空取引による売上を計上するといった不適正な会計処理を行うことによって、連結財務諸表等に重要な虚偽記載を行っていました。

また、課徴金納付命令勧告を行った10件のうち2件については、上場会社の海外連結子会社において不適正な会計処理が行われたというものでした。いずれの事案についても、不適正な会計処理の背景には、海外子会社に対する本社の内部統制が機能していなかったことがあると考えられます。

最近の開示検査では、財務情報だけではなく、非財務情報の内容の適正性についても調査・検査を行っています。平成30事務年度においては、有価証券届出書の重要な事項に変更があったにもかかわらず、訂正届出書を提出せずに募集によって有価証券を取得させた事案1件について

② 監視委は、平成17年4月に課徴金制度が適用されて以来、114件の課徴金納付命令勧告を行っています(令和元年10月末時点)。

課徴金納付命令勧告を行いました。

これらの開示規制違反の主な原因・背景は、依然として、

- ・会社経営陣のコンプライアンス意識の欠如
- ・会社の内部統制の機能不全

にあると考えられます。監視委は、開示規制違反の背景・原因について、会社経営陣と議論し、問題意識を共有した上で、会社自身による適正な情報開示のための体制構築・整備を促すことによって、再発防止に努めています。

3. 個別事案の概要について

「最新の検査事例」から、幾つかの事例をピックアップして紹介します(以下、各事例における検査対象会社は「当社」としています。)

(1)子会社による架空売上の計上等(事例1～3

(本年版の「開示検査事例集」に掲載した「事例1」から「事例3」です。以下、同様です。))

①事案の概要

これらの事例は、当社又はその子会社が業績拡大を図るため、取引先等からの紹介により、仕入先からの商品を販売先に販売するという新しい商流に加わったものの、実態は取引先の会社代表者によって企てられた架空取引(資金循環取引)であったために、不正会計を行っていたというものです。

②不適正な会計処理の概要

「事例1」の場合、当社は、当社の連結子会社であるA社が下記の取引に係る不適正な会計処理を行い、売上の過大計上等を行っていました。

具体的には、A社は、同一の者が代表取締役を務めるB社及びC社との間で、次のア～ウの架空取引を行い、これにより、当社は架空売上の計上及び売上の過大計上をしていました。(下記の図を参照)

ア B社は、仕入れた炭化ケイ素等をA社に販売し、

イ A社は、当該炭化ケイ素等をC社に販売し、

ウ C社は、当該炭化ケイ素等を最終エンドユーザーに販売する。

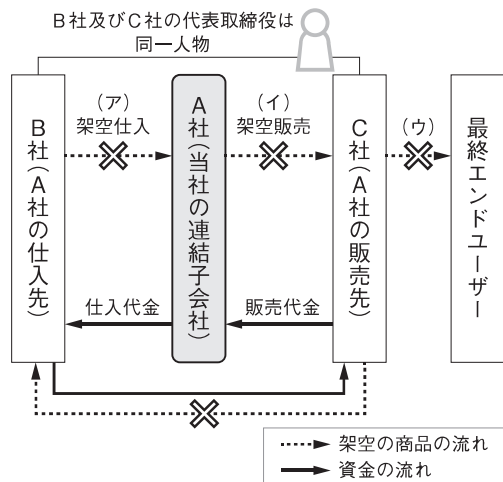
しかしながら、B社が炭化ケイ素等をA社に販売した事実、A社が炭化ケイ素等をC社に販売した事実及びC社が炭化ケイ素等を最終エンドユーザーに販売した事実は存在せず、その一方で、C社からA社に対する資金の移動、A社からB社に対する資金の移動及びB社からC社に対する資金の移動の事実が認められることから、これら取引は架空取引(資金循環取引)であると認められました。

③背景・原因

事例1～3のいずれの場合においても、各当社は、検査によって架空取引と認められた取引が架空取引であることを認知していませんでした。しかしながら、これらの取引を開始するに当たり仕入先と販売先が決められていたこと、さらに、各当社又はその子会社の一部経営陣が、仕入先と販売先の会社代表者が同一人物である、又は取引先の会社代表者と緊密な関係にあることを把握していたことからすれば、これらの取引は、取引先の資金繰りに寄与するだけであり、取引に参加する合理性が不明瞭な取引であったと考えられます。

また、これらの取引は商品が仕入先から販売先に直送されるという帳合取引ということで、各社は、商品の実在性に関してサンプルの確認を行った程度で、個々の取引の商品の物流に関する証票類を入手していたものの、それらに含まれていた偽造を示唆する情報に気付くことなく取引を続けていました。

(図) A社が行った架空取引



(2) 売上の過大計上(事例6)

① 事案の概要

本事案は、当社が、映像(TVや劇場用アニメ等)の企画・制作事業において、上場後の事案の大型化・長期化に伴い、企画売上に関する製作委員会出資者の合意が得られなくなったにもかかわらず、上場前の計上基準を一律に適用して、売上計上の要件を満たさない売上計上を行ったこと等により、重要な事項につき虚偽の記載(過大な当期純利益・純資産額等)がある有価証券報告書等を提出したものです。

② 不適正な会計処理の概要

当社は、出版社や制作会社等の共同出資者と組成した製作委員会から受託した映像の企画・制作事業を行っていました。

当社が一部を出資する製作委員会から受託するTVアニメの企画業務に係る対価について、かつては、当社が当該制作委員会の他の出資者と締結する契約書において「総製作費の20%相当額」と明記されていました。しかしながら、事案が大型化・長期化し、出資者が増加する中、相当数の事案については、当該対価を「総製作費の20%相当額」とすることについて他の出資者と合意に至らなくなったことから、企画業

務の対価についての合意がないまま、契約書が締結されるようになりました。

会計上、売上を計上する要件は、一般的に「役務提供の完了」及び「支払人及び受取人の間で役務提供に対する対価の合意・成立」が必要であるとされており、出資者との間で企画業務の対価について合意できなかった事案については、売上計上要件を満たさないため、売上を計上することはできません。しかしながら当社は、総製作費の20%を売上として計上し続け、売上の過大計上を行っていました。

③ 背景・原因

一般的に、アニメや映画等のコンテンツビジネスには、作品の企画、資金調達、制作からその興行等といった一連のビジネスが含まれます。作品が大型化するには多額の資金が必要となり、そのリスクも高くなることから、多くの場合は、製作委員会方式が採られています。製作委員会方式では、企画を行う会社が幹事会社となって、制作会社、配給会社、出版社、放送会社、公告会社などの出資者を募り、出資者間で共同事業契約を締結することになることが多く、また、取引の柔軟性を重視することなどから、契約の締結が遅れることもあると言われています。さらに、製作委員会の幹事会社は、各出資者に対し、出資割合に応じた分配金の計算などを行っていますが、製作委員会における会計方針に関する取り決めはなく、財務諸表を作成していないケースが多いようです。

当社は、映像の企画業務について、事案の大型化、長期化に伴い、製作委員会の他の出資者との間で企画業務の対価の合意が得られなくなったことから、どのように売上を計上すべきか検討する必要があったにもかかわらず、上場後、客観的かつ検証可能な売上基準にするための検証を行っていませんでした。さらに、当社

の一部経営陣等は、監査法人の監査対策として虚偽の証憑を作成し、また作成を指示していた等、当社においてはコンプライアンス意識の著しい欠如が認められました。

(3)訂正届出書の不提出(事例10)

①事案の概要

本事案は、新株予約権証券の募集(第三者割当)に係る有価証券届出書を提出した当社が、当該届出の効力発生前において、重要な投資情報である割当予定先が実質的に異動したにもかかわらず、訂正届出書を提出しないまま、当該新株予約権証券を取得させたものです。また、割当予定先の異動とともに、割当予定先による株券等の保有方針及び割当後の大株主の状況(割当後における異動後の割当予定先の所有議決権の割合)が変更したものの、当社はこれらの事項についても訂正していませんでした。

②記載すべき重要な事項の変更

第三者割当については、近年、既存株主の株式の大幅な支配比率の希釈化や支配権の移動を伴うような大規模な第三者割当増資が行われる例や、割当先が不透明な第三者割当増資が行われる例が頻繁に見られたことから、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護する観点から、第三者割当に係る発行開示における開示情報の充実が図られました。

具体的には、平成21年の企業開示府令の改正において、有価証券届出書及び発行登録追補書類の「証券情報」に「第三者割当の場合の特記事項」欄が新設され、(a)割当予定先の状況(概要、発行者との関係、選定理由、割当予定数、保有方針、払込み資金の状況等)、(b)発行条件等に関する事項、(c)大規模な第三者割当を行う理由・既存株主への影響についての取締役会の判断の内容等の記載が求められることになりました。

た。

当社は、新株予約権証券の募集(第三者割当)を行うために有価証券届出書を提出していましたが、本件有価証券届出書には、本件新株予約権の「割当予定先」をB社と記載していましたが、当該届出の効力が生ずる前に、B社とA(当社の創業者)との間で、Aを本件新株予約権の実際の権利者とする旨の投資協議書が締結されたことから、割当先はAに変更されたものと認められます。また、割当予定先がAに変更されたことに伴い、割当予定先による「株券等の保有方針」はAの保有方針に変更し「第三者割当後の大株主の状況」についてはAの議決権の保有割合を変更しなければならないものと認められます。

これら「割当予定先」、「株券等の保有方針」及び「第三者割当後の大株主の状況」の変更は、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものと考えられることから、これらの情報の変更は、「記載すべき重要な事項の変更」に該当するものと考えられます。このため、当社は、これらの情報の変更について、金融商品取引法第7条第1項の規定により当該有価証券届出書の訂正届出書を提出しなければならなかったにもかかわらず、提出しないまま、新株予約権証券を投資家に取得させました。

4. その他の最近の開示検査事例について

(1)内部統制機能状況の実態把握・改善状況等の確認事案

監視委は、内部統制の機能状況を確認する必要があると認められた上場会社について開示検査を行っており、平成30事務年度においては、内部統制報告書に「開示すべき重要な不備」がある旨を記載した上場会社に対して開示検査を行いました(事例11)。検査では、内部統制の機能状況を把握するとともに、改善策の実施状況

等を確認しました。なお、当社においては、内部統制の不備による不適正な会計処理が行われていましたが、有価証券報告書等において重要な事項の虚偽記載等は認められませんでした。

(2) 特定関与行為が疑われる者に対する開示検査

平成30事務年度は、架空取引による架空売上計上等により、有価証券報告書等の重要な事項の虚偽記載等が認められた課徴金納付命令勧告事案についての検査において、当該架空取引に関与した会社について特定関与行為の疑いが認められたことから検査を実施しました(事例13)。特定関与行為とは、重要な虚偽記載等のある有価証券報告書等の提出を容易にすべき行為又はその提出を唆す行為をいい、このような行為を行った外部協力者は課徴金納付命令の対象となります(金融商品取引法第172条の12)。

また、この会社は、他の課徴金納付命令勧告事案2件における架空取引にも関与していたことが判明したことから、特定関与行為についての検査も実施しました。

これらの検査の結果、特定関与行為とは認め

られませんでした。監視委は、引き続き、特定関与行為についても積極的に検査を実施していきます。

5. 課徴金納付命令勧告の状況

「開示検査事例集」では、課徴金納付命令勧告の状況についても紹介しています。その内容は以下のとおりです(なお、過去との平仄を合わせる観点から、会計年度(4月～3月)ベースで集計を行っております。)

(1) 総論

平成17年4月に課徴金制度が開始されて以降、監視委は平成31年3月末までに、開示規制違反に対して111件、計167億8,072万9,979円の課徴金納付命令勧告を行いました。

勧告の内訳は「開示書類の虚偽記載」に対するものが106件、「開示書類の不提出」に対するものが4件、「公開買付開始公告の不実施」に対するものが1件です(表1参照)。

平成30年度においては、開示書類の虚偽記載に対して10件の計3億9,343万円の課徴金納付命令勧告を行いました(表2参照)。

(表1) 課徴金納付命令勧告の内訳

(単位：件)

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	計
虚偽記載の勧告件数	3	8	11	9	18	9	9	9	8	6	4	2	10	106
発行開示書類等	1	0	0	1	3	1	0	0	0	0	0	0	1	7
うち個人	0	0	0	1	3	1	0	0	0	0	0	0	0	5
継続開示書類	1	5	6	6	7	2	6	5	2	2	1	2	6	51
両方の書類	1	3	5	2	8	6	3	4	5	4	3	0	3	47
大量保有・変更報告書	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
うち個人	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
不提出の勧告件数	-	-	0	0	1	2	0	0	0	0	1	0	0	4
発行開示書類	-	-	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	3
継続開示書類	-	-	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
公開買付に係る勧告件数	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

(注) 年度とは当年4月から翌年3月をいう(表1から表5において同じ)。

(表2) 課徴金納付命令勧告の金額(年度別)

年度	課徴金額	年度	課徴金額
18	6億3,333万円	25	10億4,836万9,999円
19	6,684万9,997円	26	6億464万円
20	19億1,390万9,997円	27	78億12万円
21	7億1,147万9,998円	28	4億2,578万円
22	18億7,981万9,994円	29	1,200万円
23	5億6,925万円	30	3億9,343万円
24	7億2,174万9,994円	合計	167億8,072万9,979円

(注) 1 課徴金額は勧告時点のもの。

2 平成21年度に個人に対して行われた1件(課徴金額1億2,073万円)については、課徴金納付命令勧告後、審判手続により「違反事実なし」となっている。

(2) 上場市場別の傾向

57件となっています(表3参照)。

違反行為者(発行者である会社)を市場別に分類すると、本則市場60件に対して、新興市場

平成30年度の勧告10件の内訳は、本則市場8件、新興市場2件となっています。

(表3) 違反行為者(発行者である会社)の市場別分類

(単位:社)

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	計
東証計	4	9	11	8	18	5	8	10	6	5	5	2	10	101
東証1部(本則)	2	5	4	2	7	0	1	4	1	4	0	0	5	35
(うち旧大証1部)	1	1	2	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	7
東証2部(本則)	0	1	2	1	1	1	1	3	0	1	0	0	3	14
(うち旧大証2部)	0	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	4
マザーズ(新興)	0	0	1	2	7	2	3	0	1	0	2	0	0	18
ジャスダック(新興)	2	3	4	3	3	2	3	3	4	0	3	2	2	34
名証計	1	0	1	1	0	1	0	0	2	3	0	0	0	9
名証1部(本則)	1	0	1	1	0	0	0	0	1	2	0	0	0	6
セントレックス(新興)	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	3
札証計	0	0	2	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	5
札証(本則)	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3
アンビシャス(新興)	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
福証(本則)	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
本則市場計	3	6	11	4	8	1	3	7	2	7	0	0	8	60
新興市場計	2	3	5	5	10	7	6	3	6	1	5	2	2	57
年度別計	5	9	16	9	18	8	9	10	8	8	5	2	10	117

(注) 1 複数の市場に上場している違反行為者があるため、本表における合計数と実際の勧告件数は一致しない。

2 平成25年7月16日、東証と大証の現物市場が統合された。なお、平成25年7月15日以前に勧告を行った違反行為者について、東証1部と大証1部に上場していた場合には「東証1部」の欄に2件、「うち旧大証1部」の欄に1件と表示している(東証2部と大証2部に上場していた場合も同様)。

(3)業種別の傾向

違反行為者を業種別にみると、情報・通信業(22件)、サービス業(17件)、卸売業(17件)において、勧告件数が多くなっています(表4参照)。

平成30年度における勧告件数は、情報・通信業(1件)、卸売業(4件)、建設業(1件)、小売業(1件)、非鉄金属(1件)、金属製品(1件)、証券・商品先物取引業(1件)となっています。

(表4)違反行為者(発行者である会社)の業種別分類

(単位:社)

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	計
情報・通信業	0	4	1	1	4	5	0	2	2	0	1	1	1	22
サービス業	0	0	1	1	5	1	1	3	1	2	2	0	0	17
卸売業	0	0	2	3	2	0	3	0	1	0	1	1	4	17
建設業	2	1	3	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	9
電気機器	0	1	0	0	2	1	0	1	1	1	0	0	0	7
小売業	0	2	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	1	6
機械	0	0	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	4
不動産業	0	0	0	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0	4
食料品	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2
倉庫・運輸関連業	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
その他製品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2
水産・農林業	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
非鉄金属	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	2
金属製品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
輸送用機器	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
精密機器	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
証券・商品先物取引業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
その他金融業	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	2
年度別計	3	8	11	8	16	8	9	9	7	6	5	2	10	102

(注) 業種の別は、証券コード協議会「業種別分類に関する取扱要領」による。

(4)違反行為の科目の傾向

違反行為の科目別の内訳では、売上高(38件)、

特別利益又は特別損失(29件)、資産(27件)において、勧告件数が多くなっています(表5参照)。

(表5)違反行為の科目別分類

(単位:件)

年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	計
売上高	7	5	3	2	4	3	3	2	9	38
売上原価	0	1	1	2	0	2	0	1	0	7
販売費及び一般管理費	2	1	0	2	0	1	0	0	7	13
営業外利益又は営業外費用	1	0	0	1	0	1	1	0	0	4
特別利益又は特別損失	9	6	5	4	1	2	0	0	2	29
資産	5	4	4	7	2	2	0	0	3	27
負債	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2
純資産	0	0	0	2	1	0	0	0	0	3
非財務情報	0	0	0	1	1	1	0	0	1	4
年度別計	24	17	14	22	9	12	4	3	22	127

(注) 複数の科目にわたる虚偽記載を認定し勧告した事例があるため、本表における合計数と実際の勧告件数は一致しない。

6. おわりに

上場会社等が適正な情報開示を行うためには、経営陣がコンプライアンス意識を高く持ち、内部管理体制の整備等、自社のガバナンスが実効的に機能するための取組みが不可欠です。このような取組みを進めていくためには、会社内部での会社経営陣、監査役、業務執行部門等間における情報共有や議論だけでなく、会社と会計監査人や投資家等との間でのコミュニケーション及び対話が活発に行われることが重要であると考えられます。

「開示検査事例集」では、本稿で紹介した事例以外にも多くの開示規制違反事案の内容やその背景・原因について紹介しております。「開示検査事例集」が、上場会社等内での議論や上場会社等と会計監査人・投資家等との間でのコミュニケーションなどにおいて活用され、適正な情報開示を行うための実効的な体制の整備・確保に向けた各上場会社等の取組みが進められていくことを期待しております。